

## 第1節 総則

### 第1条 (サービスの提供)

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他の法令の規定に従い、当社の定める「かつびMANSION LANインターネット利用サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、インターネット接続および電子メール等のインターネットアプリケーションの利用を目的とした「かつびMANSION LANインターネット利用サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

### 第2条 (本約款の変更)

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者および利用者の同意を得ることなく本約款を変更することができます。その場合の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。  
2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページでの掲載等、当社の定めた方法により告知するものとします。

### 第3条 (用語の定義)

本約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線	加入者が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
インターネット接続サービス	当社の電気通信回線を介して、TCP/IPインタフェースで、インターネット網への接続およびインターネット利用者間での電子メール交換、ファイル転送、データベース検索等の機能を提供する電気通信サービス
本施設	当社の通信設備、通信事業者施設および加入者施設
通信事業者施設	本施設のうち、ONUの出力端子までの施設
加入契約	当社の指定する手続きに基づき、締結した「かつびMANSION LAN基本契約」
加入者	当社と加入契約を締結している者（管理組合等の集団を含みます。）
利用契約	本約款に基づき、当社から本サービスの提供を受けるための契約
利用者	当社と利用契約を締結している者
世帯	居住または事業可能な最小の専有区分（入居の有無を問わないものとします。）
本件建物	当社が本サービスを提供する、複数の世帯が居住する建物
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
利用料金	本サービスの利用に関する料金
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
利用者端末	利用者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
ID	利用者が付与される本サービスを利用するための各種識別番号
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	利用者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた者をいいます。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	電気通信事業法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
相互接続事業者	当社と回線相互接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準等	電気通信事業法第52条の規定に基づき当社が総務大臣の認可を受けて定めるデジタルデータ伝送サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件および電気通信事業法端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準
Wi-Fi設定コード	ホームWi-Fiを利用する際に必要なID、パスワード等
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者等より割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	通信規格（プロトコル）として定められている32bitまたは128bitのアドレス
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の悪意あるソフトウェアの総称
DC	本件建物と光ファイバケーブルで接続される分岐器および分配器の総称
引込線	電気通信回線設備から本建物までの間を接続する光ファイバケーブルまたは同軸ケーブル
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に、個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

## 第4条 (本サービスの内容)

- 当社は、本サービスを提供するための当社の通信設備および通信事業者施設によりインターネット接続サービスを提供するものとします。
- 本サービスを利用する場合、当社の指定するドメイン名のメールアドレスを標準機能として利用することができます。
  - 当社は、やむを得ない事情により本サービスの内容を変更または中止することがあります。なお、当該変更または中止について、当社は、当社の定める方法により事前に通知または告知するものとし、これにより生じた損害の賠償には応じないものとします。
  - 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他の約款等」といいます。）がある場合は、利用者は、本約款に加えて当該その他の約款等に同意し、それらに従うものとします。

## 第2節 利用契約

### 第5条 (利用契約の成立)

利用者は、当社所定の利用申込書により当社に本サービス利用の申し込みを行うものとします。なお、利用契約は、当社が当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。

### 第6条 (利用契約の不成立)

当社は、前条（利用契約の成立）に定める利用契約の申し込みを承諾するにあたり、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該申し込みを承諾しない場合があります。

- 利用者が本サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
  - 利用者が月額利用料、工事に関する費用の支払い等で契約上の義務を怠った場合、または怠るおそれがある場合
  - 利用者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
  - 利用者が利用契約に違反するおそれがあると認められる場合
  - 当社または本サービスの信用を毀損する恐れがある方法で当該サービスを利用する恐れがある場合
  - その他当社の業務の遂行上、著しい支障がある場合
2. 前項により本サービスの利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は、利用者に対し当社所定の方法により通知するものとします。
3. 利用契約の締結後に利用者が第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、利用者の了解を得ないで利用契約を解除することができるものとします。

### 第7条 (利用開始日)

本サービスは、第5条（利用契約の成立）に定める利用契約が成立した日を利用開始日と定めます。

### 第8条 (利用の条件)

- 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。
2. 利用者と本サービスを使用する者（以下「使用者」といいます。）が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負うものとします。

### 第9条 (利用申込書記載事項の変更)

- 利用者は、利用申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
2. 当社は、第6条（利用契約の不成立）の規定に準じ、前項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
3. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、前項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
4. 当社が特に認める場合に限り、利用者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

### 第10条 (名義変更および権利譲渡等)

- 利用者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
- 利用者の改称
  - 承継
  - 譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新利用者が旧利用者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前二項の規定により契約名義を変更しようとする利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、利用者が負う一切の義務を承継するものとします。
5. 利用者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または質与することはできません。

## 第3節 本サービスの停止等

### 第11条 (利用者が行う本サービスの一時的停止)

- 利用者は、本サービスの提供の一時的停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合は同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時的停止は終了して、速やかに、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることとはできないものとします。
2. 当社は、第26条（利用者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている利用者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免するものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。
4. 当社が定めた要件を満たす利用者については、第1項および第3項に定める一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。

### 第12条 (当社が行う本サービス提供の制限)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
- 天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
  - 利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
  - 利用者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないとき当社がその時点で判断したとき
  - 利用者に送信される電子メールの送信元が当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
  - 利用者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像、その他利用者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます）が、「一般社団法人インターネットコンテンツ協会」から当社に提供される児童ポルノ関連のページ等のリスト（以下「リスト」といいます）の内容に合致したとき
  - 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
  - 第34条（自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備、自営電気通信設備、回線終端装置等を当社の電気通信設備から取り外さなかったとき

2. 当社は、前項第1号または第2号により本サービスの提供を制限するときは、利用者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、利用者へ通知または告知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
4. 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、利用者へ通知または告知することなく通信対象の接続を制限します。
5. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第13条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの利用にあたり、当社、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者または第三者の著作権等を侵害する行為を行った場合
  - (2) 本サービスの利用にあたり、当社、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理者または第三者に対し、誹謗、中傷を行った場合または不利益を与える行為を行った場合
  - (3) 本サービスの利用にあたり、明らかに公序良俗に反する場合
  - (4) 本サービスの利用にあたり、法令に違反または違反のおそれがある場合
  - (5) 本サービスを使用して、営利を目的とした行為を行った場合
  - (6) 本サービスを使用にあたり、ID及びパスワードを不正に使用した場合
  - (7) 本サービスを使用し、コンピューターウイルス等有害なプログラムを、インターネットシステムを通じて入手または提供した行為を行った場合
  - (8) 本サービスの運営を妨げる場合
  - (9) 第35条（管理責任）第1項、第3項、第4項および第37条（機密保持）の規定に違反する行為を行った場合
  - (10) その他、当社が本サービスの提供に際して不適当と判断する行為を行った場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは利用者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法で通知します。

## 第14条（当社が行う本サービス提供の休止）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を休止することがあります。
- (1) 当マンションおよび、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダの電気通信設備の保守上または工世上やむを得ない場合
  - (2) 当マンションおよび、本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダの電気通信設備に障害が発生した場合
  - (3) その他電気通信事業者または特別第二種電気通信事業者の電気通信設備に障害が発生した場合
  - (4) 当社の通信設備の保守作業または工世上やむを得ない場合
  - (5) 当社の通信設備に障害が生じた場合
  - (6) 天災地変等の不可抗力
2. 当社は、前項第1号の規定により本サービスの提供を休止しようとするときは、その7日前までに利用者に対しその旨を当社の定める方法で通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定により本サービスの提供を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上で掲載等、当社所定の方法により通知または告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第4節 契約の解除等

### 第15条（利用者が行う利用契約の解約）

- 利用者は、利用契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日（以下「解約日」といいます。）の10日前までに当社所定の方法により当社に申し出るものとします。ただし、料金は当該解約日の属する月の末日まで支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
  3. 当社が定めた要件を満たす利用者については、解約手続きについて簡略化できるものとします。

### 第16条（当社が行う利用契約の解除）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 第13条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (2) 第8条（利用の条件）に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
  - (3) 加入契約が解除または解約となった場合
  - (4) 利用者が利用契約に定める料金等の支払い義務を怠った場合
  - (5) その他当社、利用者のいずれの責にも帰するところのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、利用者が第13条（当社が行う本サービスの提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約の解除を行うときは、利用者に対し当社の定める方法でその旨を通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

## 第5節 損害賠償等

### 第17条（禁止事項）

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
- (1) 機器および施設の変更行為
    - ① 当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
    - ② 当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
    - ③ 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
  - (2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
    - ① 本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
    - ② ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
    - ③ 本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、以下に定める第三者のサービスに供する場合、もしくは、利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合は、この限りではありません。

第三者名	サービス名称
ソフトバンク株式会社	ホームアンテナFT
KDDI 株式会社	au フェムトセル (VoLTE)

- (3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
  - ① ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェア

- の内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ② ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
  - ③ ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
- ① 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - ② 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - ③ 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - ④ 詐欺、児童売買責、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
  - ⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を起させる広告を表示または送信する行為
  - ⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用を結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - ⑦ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
  - ⑧ 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - ⑩ 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
  - ⑪ 第三者にならずまたは本サービスに利用する行為
  - ⑫ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
  - ⑬ 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に迷惑を抱かせる、もしくははそのおそれのあるメールを送信する行為
  - ⑭ 第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - ⑮ 本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - ⑯ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - ⑰ 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
  - ⑱ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - ⑲ 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - ⑳ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - ㉑ 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - ㉒ その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ① その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為
  - ② その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

### 第18条（情報の削除等）

- 当社は、利用者による本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせずして講ずることがあります。
- (1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
  - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
  - (3) 利用者に対して、表示した情報の削除を要求します
  - (4) 事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

### 第19条（著作権）

- 当社の利用者のホームページに作成するコンテンツは、利用者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は利用者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければならぬものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用を通じて入手し得る情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、利用者自身の私的使用以外に使用してはならないものとします。
  3. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

### 第20条（コンテンツ）

- 利用者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、利用者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。
2. 利用者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはならないものとします。
  3. 当社は、利用者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとし、ます。
    - (1) 利用者のコンテンツを閲覧すること
    - (2) 利用者のコンテンツが第17条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を利用者に要求すること
    - (3) 利用者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、利用者のコンテンツの一部または全部を削除すること
  4. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

### 第21条（利用者の義務）

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
- (1) 利用者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
  - (2) 利用者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
  - (3) 利用者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること
2. 利用者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。
  3. 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

### 第22条（本サービスの利用機種の制限）

- 本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 利用者は、前項に基づき指定されたもののドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して本サービスを利用することはできないものとします。

### 第23条（損害賠償の免責および特約事項）

- 当社は、当社の責に帰すことができない事由により、利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何等責任を負わないものとします。

- 利用者が、第17条（禁止事項）、第35条（管理責任）および第37条（機密保持）第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該利用者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 当社は、当社のサーバ内に保管された利用者のデータについて一切の責任を負わないものとします。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該利用者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
- 当社は利用者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
- 利用者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者は自己の責任と費用において解決し、当社に損害を与えないものとします。
- 当社は、本条の規定に起因し、利用者へ何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負わないものとします。

## 第6節 雑則

### 第24条（本サービスの接続利用者の管理範囲）

本サービスのネットワークシステムの所有区分は外部より各戸へ通ずるハブまでを共用部とし、それより先のケーブル、各戸内のハブ、情報コンセントは利用者個人の所有物とし、利用者個人にて管理するものとします。

### 第25条（料金等）

料金等は、加入契約に定める通りとします。

### 第26条（利用者の支払い義務）

- 利用者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 利用者は、第9条（利用申込書記載事項の変更）の規定により、契約内容が変更されたときは、変更後の契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 料金等のうち、月額利用料の支払い義務は、第7条（利用開始日）に規定する利用開始日に発生するものとします。
- 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第7条（利用開始日）に規定する利用開始日、あるいは第9条（利用申込書記載事項の変更）の規定により利用サービス内容変更したときは、変更後の利用開始日に発生するものとします。
- 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第7条（利用開始日）に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。
- 第13条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 第14条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる利用者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

### 第27条（料金等の利用明細等）

- 当社が定めた要件を満たす利用者については、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。
- 利用者は、請求書の発行を希望する場合は別表の1.に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

### 第28条（料金等の請求時期および支払期限等）

- 当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて利用者へ料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた利用者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
- 利用者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

### 第29条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第15条（利用者が行う利用契約の解約）第1項、第3項および第16条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は、第15条（利用者が行う利用契約の解約）第2項および第16条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

### 第30条（遅延損害金）

利用者が料金その他利用契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算により算出）の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より済済に至るまで当社に支払うものとします。

### 第31条（責任事項）

当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、利用者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第14条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

### 第32条（便宜の供与）

利用者は、当社または当社の指定する業者が機器の検査、修復等を行うために、本件建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

### 第33条（故障）

- 本サービスに異常が生じた場合、利用者は本件建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本件建物のインターネット回線設備に起因する異常については、この限りではありません。
- 前項の調査の結果、異常、故障が利用者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は利用者が負担するものとします。

### 第34条（自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

- 当社は、電気通信回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、利用者による自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合利用者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
- 前項の検査を行った結果、自営端末設備が前項の技術基準等に適合していると認められないとき、利用者は、その自営端末設備を電気通信回線から取り外すものとします。

### 第35条（管理責任）

- 利用者は、ID、パスワード、インターネットアドレスおよびドメイン名の管理、使用に対し責任を持つものとし、その管理、使用により発生した一切の債務を自己の責任および費用負担において解決し、当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理業者には一切損害を与えないものとします。
- 当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理業者は、利用者が本サービスを利用して行う行為について一切責任を負わず、利用者が、本サービスの利用により、他の利用者、第三者に損害を与えた場合、利用者自身の責任と費用において、解決する義務を負うものとします。
- 利用者は、ID、パスワードの喪失、盗難の場合には速やかに当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合も含め当社は当該ID等の使用を中断します。ただし、第三者の不正使用により利用者が損害を被っても、当社および本サービスを提供しているインターネットサービス

プロバイダ、保守管理業者は一切責任を負わないものとします。

- 利用者は、本サービスを第三者に利用させてはならず万が一利用者以外の第三者が同サービスを利用した場合にはその利用に関し全責任を負うものとします。この場合、第三者の不正使用により利用者が損害を被っても、当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理業者は一切責任を負わないものとします。
- 当社および本サービスを提供しているインターネットサービスプロバイダ、保守管理業者は、利用者のデータについて一切の責任を持たず、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うものとします。

### 第36条（遵守事項）

利用者は、本約款の他当社の定める利用案内、利用上の制約等を遵守するものとします。

### 第37条（機密保持）

- 利用者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な利用者の機密情報を提供することがあります。

### 第38条（個人情報）

- 当社は、利用者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

### 第39条（通信の秘密）

- 当社は、電気通信事業法第4条に基づき、利用者の通信の秘密を守るものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、利用者の通信の照会に応じることができるものとします。

### 第40条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し脆弱性を有する端末のIPアドレスおよびタイムスタンプの情報を受信し、且つ、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信業務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。

### 第41条（本サービスの廃止）

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、加入契約および利用契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
- 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の6ヶ月前までに当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を通知します。

### 第42条（追加契約）

本サービス以外の当社サービスの提供契約については、利用者と当社との間で別途個別に締結を行うものとします。前項以外の当社を経由して第三者が行うサービスの提供契約については、当該サービスにかかる契約約款等に基づき、利用者と当社またはサービスを提供する第三者との間で別途個別に締結を行うものとします。

### 第43条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所が第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

### 第44条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

### 附則

本約款は、2019年4月1日より施行する。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1. 請求書類発行手数料

請求書	200 円/通
-----	---------

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 利用者は、利用者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
2. 利用者は、利用者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、利用者が指定したクレジットカード会社の指示により、利用者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、利用者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 利用者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、利用者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、利用者は、利用者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。